

区 分					単位	一般	小中学生	備考			
基本 使用料	第一 体育 室	アマチュアスポー ツに使用する場合	入場料をとらない場合	町内	全面	1時間 につき	1,000円	500円	暖房使用料 は、全部使用 した場合の額 で徴収する。		
				町外	全面		500円	250円			
				町内	全面		1,500円	700円			
			町外	全面	750円		350円				
			町内	全面	2,000円		1,000円				
			町外	全面	1,000円		500円				
		営利を目的としな いその他の催物に 使用する場合	入場料をとらない場合	町内	全面		3,000円	1,500円			
				町外	全面		1,500円	750円			
				町内	全面		4,500円	2,250円			
			町外	全面	2,250円		1,125円				
			入場料をとる場合	町内	全面		6,000円	3,000円			
				町外	全面		3,000円	1,500円			
	町内	全面		9,000円	4,500円						
	町外	全面	4,500円	2,250円							
	興行又は営利を目的とする催物				町内		12,000円				
	町外					18,000円					
	第二 体育 室	アマチュアスポーツに使 用する場合	入場料をとらない場合	町内		200円	100円	暖房使用料 は、全部使用 した場合の額 で徴収する。			
				町外		300円	150円				
			入場料をとる場合	町内		300円	150円				
				町外		450円	250円				
		営利を目的としないそ 他の催物に使用する場合	入場料をとらない場合	町内		450円	250円				
				町外		700円	400円				
			入場料をとる場合	町内		900円	450円				
				町外		1,350円	700円				
		興行又は営利を目的とする催物				町内			1,800円		
		町外					3,600円				
		その 他の 施設	会議室			町内			300円	100円	
						町外			450円	150円	
	予備室			町内		200円	100円				
				町外		300円	150円				
トレーニング室			町内	1回に につき	200円（高校生以上の使用とする）						
			町外		300円（ " " ）						
シャワー室			町内		100円	50円					
			町外		150円	100円					
放送室・音響 機器	入場料をとらない場合				町内	2,500円					
					町外	4,000円					
	入場料をとる場合				町内	5,000円					
					町外	7,500円					
追加 使用 料	電気使用料	第一体育室	全点灯		町内	1時間 につき	1,000円	500円			
					町外		1,500円	750円			
			1/2点灯		町内		500円	250円			
					町外		750円	375円			
		1/4点灯	町内	250円	125円						
			町外	375円	187円						
		第二体育室	全点灯	町内	200円		100円				
				町外	300円		150円				
	1/2点灯		町内	100円	50円						
			町外	150円	75円						
	時間外使用料					基本使用料の10%とする。					
	暖房使用料					基本使用料（アマチュア入場料とらない）の30%					
土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日に使用する場合は基本料金の20%増											

備 品 使 用 料	電光得点表示盤	町内	1 回 (日)に つき	3,000 円
		町外		4,500 円
	フロアシート	町内		8,000 円 (1 枚につき 100 円)
		町外		12,000 円 (" 150 円)
	ステージ (第一体育室)	町内		80,000 円 (" 4,000 円)
		町外		100,000 円 (" 5,000 円)
ステージ (第二体育室)	町内	40,000 円 (" 3,000 円)		
	町外	60,000 円 (" 4,000 円)		
物 品 販 売	自動販売機	たばこ、月売上額の 4%とする。 牛乳、飲物、月売上額の 10%とする。		
	立売	町内	1 日 6 m ² につき	2,000 円
		町外	"	3,000 円
	立売以外	町内	"	500 円
		町外	"	1,000 円

備考 使用時間が 1 時間に満たない場合は当該使用時間を 1 時間とし、使用時間に 1 時間に満たない端数がある場合は当該端数を 1 時間に切り上げる。